



国の重点支援地方創生 臨時交付金活用事業 栃木市とち介商品券 2026 のお知らせ

使い方

使用期間

8月1日(土)～10月31日(土)

全店共通券 1,000 円×4枚

すべての取扱店舗で使えます。



中小店舗専用券 1,000 円×2枚

大型の商業施設等を除く、
中小の取扱店舗で使えます。



2026



とち介商品券

2026



とち介商品券

Q 誰がもらえますか？

A 令和8年4月15日時点で栃木市の住民基本台帳に登録されている方が対象です。

Q 使用期限を過ぎてしまった商品券はどうなりますか？

A 使用期限を過ぎた商品券は、無効となり使用できません。期間内にご使用ください。

Q 商品券はどこで使えますか？

A 栃木市内の『取扱店舗』として登録された店舗でご使用いただけます。
どの店舗が『取扱店舗』なのかは、のぼり旗や店舗のポスター等でご確認ください。
なお、取扱店舗一覧は、ホームページに掲載しています。

Q 公共料金や税金の支払いにも使えますか？

A 電気・ガス・水道・電話料金、国民健康保険税、市税など公的な支払いには使用できません。

Q 商品券は、使ったときにおつりは出ますか？

A おつりは出ません。

詳細はこちらをご覧ください▶



受け取り

7月下旬から
ゆうパックにて郵送開始



全市民（令和8年4月15日に本市に住居登録がある方）を対象とした「栃木市とち介商品券 2026」を、順次、世帯主様宛に送付しています。商品券は現金に近い性質であることから、対面による受取のゆうパックで配送しているため、全世帯へのお届けに時間を要し、また、留守の場合には不在連絡票が投函されます。

不在連絡票を確認しましたら、速やかに再配達をご依頼いただくか、郵便局にて必ずお受け取りいただきますようお願いいたします。なお、「郵便局の保管期限経過後」や「宛先不明」により、お届けできなかった商品券は、市商工振興課で保管します。

問合先 栃木市とち介商品券係（株式会社日本旅行栃木支店内）

☎050(1793)2178

※本事業は商工振興課より株式会社日本旅行栃木支店に委託しています。

連絡票記載の保管期限が過ぎてしまった場合

市商工振興課窓口（市役所本庁舎4階）にてお渡ししますので、事前に商工振興課に電話（☎(21) 2371・2508）やメール（✉ syoukou@city.tochigi.lg.jp）にて連絡の上、下記の必要書類を用意してご来庁ください。

※「栃木市とち介商品券 2026」が届かず、不在連絡票の投函もない場合は、宛先不明により返戻されている可能性がありますので商工振興課にお問合せください。

受取可能日時 平日8時30分～17時15分 ※必ず事前連絡をしてください。

必要書類

① 本人（世帯主）または同一世帯員が受け取る場合

受け取る方の本人確認書類（例：マイナンバーカード・運転免許証など）

② 上記①以外の方が受け取る場合

世帯主の本人確認書類（例：マイナンバーカード・運転免許証など） ※写しも可
受け取る方の本人確認書類

